

提出は二月一日までに!!

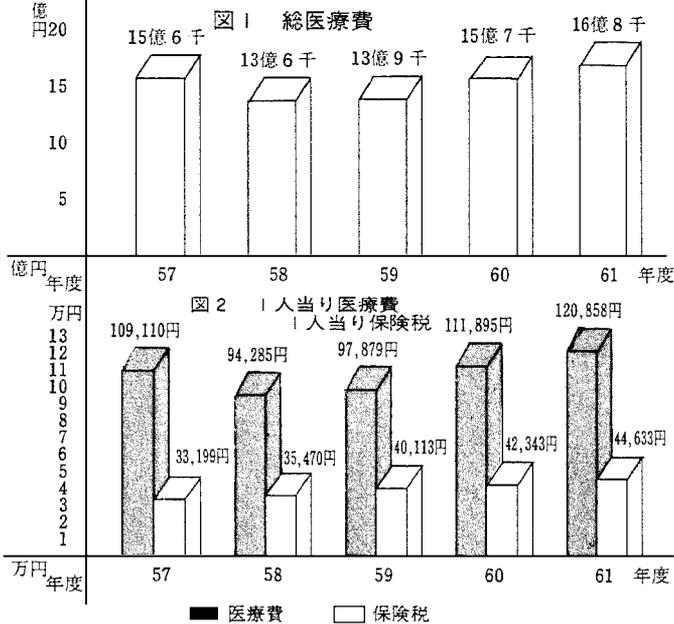
給与支払報告書

- 1 提出先
受給者の昭和六十三年一月一日現在居住する市町村長あてにそれぞれ提出して下さい。
- 2 提出数
「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので源泉徴収票は本人に交付し、
(1)総括表(薄茶色)一組(二枚)と、
(2)個人明細書(緑色)一人につき二枚を提出して下さい。
(3)給与の収入金額が一、五〇〇万円を超える者については年末調整は不要となっておりますが、給与支払報告書の提出は必要ですので、必ず作成の上該当市町村に提出して下さい。
- 3 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について
(1)昭和六十三年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入して下さい。
(2)受給者氏名には必ずフリガナをつけて下さい。
(3)受給者の生年月日は忘れずに記入して下さい。
- (4)この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷を入れて書いて下さい。「扶養親族の数」の欄には、その年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入して下さい。
なお、この「給与支払報告書」の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。
ただし、つぎのような方は申告していただく必要があります。
①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。
②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人。
③住宅を新築して住宅ローン控除を受けようとする人。
などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかないと、その控

国民健康保険シリーズ

医療費・保険税の動き

本市の5年間の国保総医療費と1人当りの医療費・保険税



II

療費と一人当りの医療費・保険税は上図のとおりです。

別紙(図一)
一人当り医療費・保険税別紙(図二)

◎医療費はお互いに大切に使いましょう。

人は病気になってはじめて健康であることの尊さを知るものです。市役所等ではみなさんの健康を守るために検診を実施しておりますが検診を受ける方が少ないのが実態です。検診は必ず受けて早期発見、早期治療を心がけ自分の健康は自分で守り、みなさん一人ひとりが日頃から健康管理につとめることが医療費の節約また保険税の負担減にもなります。医療費を大切に使用して健康で明るい家庭をささぎましょう。

国保の給付

①療養の給付
みなさんが病気やケガをしたとき国保を取り扱う病院・診療所で必要な治療が治るまで受けられます。この場合次の一部負担金を支払います。
一般被保険者・入院・通院 共三割、退職被保険者・本人入院・通院共二割、被扶養者入院二割・通院三割

②療養費

やむを得ない理由、例えば

◎国民健康保険の状況

国民健康保険の状況は昭和六十二年十一月末現在世帯数四、七八二世帯(加入率四八・九%)被保険者数一三、八五七人(加入率四二・四%)退職被保険者数七七三人(割合五・六%)老人保険対象者数一、七四七人(割合十・六%)となっております。

昭和六十一年度歳入総額は十三億二千五百九十九万一千円財源内訳は国保税四六・一%、国庫支出金二四・五%、療養

◎医療費・保健税の動き

給付費等交付金五%繰入金等十四・四%、支出総額十二億八千九百八十九万一千円。支出内訳保険給付費七四%、老人保健拠出金二一%、総務費等五%となりました。また一人当りの医療費は一般九万九千八百円、退職被保険者十九万六千三百一十四円、老人三十四万四千四百六十七円で全体一人当り十二万八千五百八十八円であります。

◎医療費・保健税の動き

都留市の五年間の国保総医